

議案第 4 1 号

おいらせ町特別参事の設置及び給与等に関する条例を廃止する条例について

おいらせ町特別参事の設置及び給与等に関する条例（平成 2 2 年おいらせ町条例第 1 7 号）を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 3 月 3 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

国民健康保険おいらせ病院に置く特別参事の職を廃止するため、現行条例の廃止を提案するものである。

おいらせ町特別参事の設置及び給与等に関する条例を廃止する
条例

おいらせ町特別参事の設置及び給与等に関する条例（平成22年おいらせ町条例第17号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（おいらせ町特別参事の給与の臨時特例に関する条例の廃止）
- 2 おいらせ町特別参事の給与の臨時特例に関する条例（平成25年おいらせ町条例第18号）は、廃止する。